

# マイナ保険証を利用しませんか

## ～マイナ保険証を使うメリット～



### ○転職や転居等による保険証の切り替えが不要

転職や転居等の際に、新たな保険証の発行を待たずにマイナンバーカードで受診できます。※引き続き保険者への加入及び脱退の届出は必要です。

### ○手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における**限度額を超える支払いが免除**されます。（複数医療機関での受診は除く）



## 紙の保険証は、今年の12月2日以降、発行停止となります。

今年の令和6年12月2日以降は、新規の健康保険証を発行せず、令和6年12月1日時点でお手元にある有効な保険証は、その時点から最長1年間使用することができます。

有効期限が1年経つ前に切れる場合はその有効期限までです。

（長崎県後期高齢者医療保険や小値賀町の国民健康保険加入者は令和7年7月31日が有効期限）

マイナンバーカードの保険証利用には  
登録が必要です



診療所では、月初めに保険証を出していただいておりますが、紙の保険証の発行停止に伴い、マイナンバーカードでの受診をお願いします。

役場の住民課戸籍係前にマイナポータル端末を設置しており、お持ちのマイナンバーカードと数字4桁の暗証番号（パスワード）があれば、すぐに保険証利用の登録ができますので、ぜひ登録をお願いします。

また、パソコンやスマホを使ってマイナポータルから登録することもできます。

まだマイナンバーカードをお持ちでない方は、この機会にカードの申請をご検討ください。（申請から交付まで、1カ月弱かかりますので、早めの申請をお願いします）